

(令和8年4月～) 「子育て仲間づくり活動」について Q and A 表



	Q	A
団体に関する事	1 園施設などに通っていないが、有志の保護者でも使えるか？	就学前児童を子育て中の保護者であれば可能です。
	2 団体として認められる人数は？	人数制限はしていないので少人数（2人以上）でも可能です。
	3 代表者を決めなくては行けない？	申請書類の団体名・代表者名、銀行振込者先として必要です。
	4 銀行の口座は、個人のもので良い？	個人のものでも団体のものでも可能です。但し、代表者と異なる場合は委任状が必要になります。
活動に関する事	5 学習活動と交流活動を、同日に行ってもいいの？	活動内容がそれぞれの目的にあっていれば可能です。
	6 活動会場は、どうしているの？	園舎や地域学習センターなどを利用する場合があります。
	7 音楽コンサートをしたいが、学習活動が交流活動かどちらなの？	音楽の講義なら学習活動、音楽コンサートを通して保護者同士の交流があるなら交流活動になります。
	8 交流活動事例に「親子でクッキング」が掲載されている。だが、注意書きで“食品は認められない”となっているが食材は購入できるの？	出来上がった食品の購入は対象外、参加者が食材を使って一緒に料理を行うなど、交流につながる場合は食材の購入は対象とします。
申請・報告に関する事	9 申請するのは、学習活動と交流活動をワンセットで申請するものなの？	ワンセットではなく、年度内で学習活動3回・交流活動3回まででしたら組合せは自由です。学習活動は必ず1回行ってください。
	10 計画の申請の際に、日付や会場・講師など一部まだ決まっていないものがあるが、その場合どうしたら良いの？	未定として提出いただき、決まり次第当課に連絡ください。
	11 講師の謝礼金区分はどのように決めますか？	足立区講師謝礼基準表に照らし合わせて判断してください。不明の場合は当課へ連絡ください。
	12 申請書を提出したが、日程の変更をしたい。	当課へ連絡してください。
	13 申請が決定され「交付決定通知書」と補助金が出されたが、講師を変更したいが、どうすればいい？	変更が判明したら当課へ連絡してください。返金・増額の手続きが必要になる場合があります。
	14 1回目の活動終了後、2回目の活動との日程に間があいているため、終わっている活動だけの報告書を提出するの？	全ての活動が終わったらまとめて提出してください。
経費などに関する事	15 学習活動の記録・交流活動の記録の「【必須】アンケート」は、誰にとるの？	学習活動は参加者全員にお願いします。交流活動は、活動の内容によって参加者もしくは役員でお願いします。
	16 申請書を提出したら、いつ補助金が入金される？	審査には2週間前後、入金には10日前後かかります。
	17 補助金は現金支給はされないの？	銀行口座の振込対応のみです。
	18 入金前に代表者が立て替えて購入をしても良いの？	「足立区子育て仲間づくり活動補助金交付決定通知書【様式第2号】」が届いているならば、申請が認定されているので入金前の“立て替え購入”は可能です。
	19 会場使用料が運営費ではまかなえない額の場合は？	運営費用を合算して使用するか、上限を超えるものは団体が負担されています。
	20 運営費として使って良いものは？	例として、事務用品などとしての文房具・紙（チラシやポスターなどに使用するためのもの）・封筒・コピー・プリンターインク・切手やレターパック・会場使用料費 など。
	21 支給された補助金交付額よりも、実際にかかった費用が少なかった場合は？	差額を返金していただきます。報告書が提出されましたら、振込用紙をお送りします。手数料は無料です。
	22 支給された補助金交付額よりも、費用がかかってしまった場合は？	補助金の超過分は団体がまかなっていただくことは問題ないです。
23 レシートや領収書の“宛名”欄は何を記入する？	「団体名」もしくは「代表者氏名」を記入してください。	
24 会計報告の際、レシートや領収書ではなく、振込書（用紙）ではダメか？	振込書（用紙）は認められません。団体に所属していない個人の講師の場合は、記載例にしたがって領収書を作成して講師に必要事項の記入をお願いしてください。	